

定 款

(平成 26 年 5 月 31 日改正)

一般社団法人 リング・リンク くにたち

一般社団法人リング・リンク くにたち定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、「一般社団法人リング・リンク くにたち」と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都国立市に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、子どもが多様な文化背景や人生経験を持つ人々と交流し見守られながら、家庭・学校では得られない経験ができ、かつ、ホッとできる場を提供し、子どもが自他ともに尊重することを学び、生きる力を身につけられるよう、地域の人々が知恵と力を出し合いながら支えていくことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業
- (3) まちづくりの推進を図る事業
- (4) 国際協力の活動
- (5) 事故又は災害の防止を目的とする事業
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(機関の設置)

第4条 当法人は、理事会及び監事を置く。

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第7条 社員は、別に定める退社届を提出し、一定の猶予期間をおいた後、退社することができる。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則、社会的規範に著しく違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- (3) その他、当法人の円滑な業務運営に支障をきたす行為を繰り返すなどの、除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 社員総会による除名決議を受け、又は社員の3分の2以上が同意したとき。

第2章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 事業報告及び計算書類等の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 理事及び監事の報酬の額又はその基準
- (5) 社員の除名
- (6) 解散
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

- 2 総社員の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第 16 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 理事及び監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 社員の除名
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(社員総会の決議の省略)

第 17 条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事または社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(代理)

第 18 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 第 17 条の場合も、前項の議事録を作成する。
- 3 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員

(役員を設置)

第 20 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
- (2) 監事 1 名以上
- (3) 理事のうち 1 名を代表理事とする。
- (4) 理事のうち 3 名以内の業務執行理事を置くことができる。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって、原則として社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 3 代表理事、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事及び他の理事は、代表理事を補佐し業務を執行する。代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときには、代表理事が予め指名した順序によって、法人の代表権を伴わない業務執行のみを代行する。代表理事の業務遂行に長期間支障をきたすなどの場合、速やかに理事会を招集し理事会決議をもって、新しい代表理事を選定しなければならない。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に、4ヶ月を超える間隔で年2回以上自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- 4 前項の報告をするために必要があるときには、代表理事に理事会の招集を請求することができる。また、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、監事は直接理事会を招集することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の了する時までとする。
- 4 理事の重任はこれを妨げない。

(役員解任)

第25条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集通知は、会日の 1 週間前までに各理事に対して発しなければならない、但し、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 31 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(基金)

第 33 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 34 条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

第6章 計算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(余剰金の分配の禁止)

第36条 当法人は、余剰金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第38条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る）
- (4) 破産手続き開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第39条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄贈するものとする。

附 則（平26. 5. 31）

この改正は、平成26年5月31日の社員総会の決議をもって施行する。